

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-168598

(P2019-168598A)

(43) 公開日 令和1年10月3日(2019.10.3)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G09F 3/00 (2006.01)	G09F 3/00	D
G09F 3/02 (2006.01)	G09F 3/02	F
G09F 3/03 (2006.01)	G09F 3/00	M
	G09F 3/03	D

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 21 頁)

(21) 出願番号 特願2018-56498 (P2018-56498)  
 (22) 出願日 平成30年3月23日 (2018. 3. 23)

(71) 出願人 591186888  
 株式会社トッパンインフォメディア  
 東京都港区芝浦三丁目19番26号  
 (74) 代理人 100106909  
 弁理士 棚井 澄雄  
 (74) 代理人 100149548  
 弁理士 松沼 泰史  
 (74) 代理人 100139686  
 弁理士 鈴木 史朗  
 (72) 発明者 西崎 傳生  
 東京都港区芝浦3丁目19番26号 株式  
 会社トッパンTDKレーベル内  
 (72) 発明者 和泉 圭昭  
 東京都港区芝浦3丁目19番26号 株式  
 会社トッパンTDKレーベル内  
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 二重応募防止ラベル

(57) 【要約】

【課題】 未購入でのウェブ応募を防止するとともに、二重応募を防止する。

【解決手段】 応募情報が印刷されて商品に貼り着け可能な二重応募防止ラベル1であって、応募情報層4が印刷されて粘着層2を裏面に有するシート基材1と、応募情報層を表側から覆う隠蔽層5と、隠蔽層の表側に印刷された商品情報層6と、を有し、応募情報層が、可視光および応募情報読み取り時の読み取り光に対して不透明な材料からなり、隠蔽層および商品情報層が、可視光に対して不透明、かつ、読み取り光に対して透明な材料からなる。

【選択図】 図1

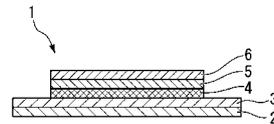


図1

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

応募情報が印刷されて商品に貼り着け可能な二重応募防止ラベルであって、  
前記応募情報層が印刷されて粘着層を裏面に有するシート基材と、  
前記応募情報層を表側から覆う隠蔽層と、  
前記隠蔽層の表側に印刷された商品情報層と、  
を有し、  
前記応募情報層が、可視光および応募情報読み取り時の読み取り光に対して不透明な材料からなり、  
前記隠蔽層および前記商品情報層が、前記可視光に対して不透明、かつ、前記読み取り光に対して透明な材料からなる  
ことを特徴とする二重応募防止ラベル。

10

**【請求項 2】**

前記応募情報層が前記シート基材の表側に印刷され、前記粘着層と前記シート基材とが可視光に対して透明な材料からなる  
ことを特徴とする請求項 1 記載の二重応募防止ラベル。

**【請求項 3】**

前記隠蔽層が、前記応募情報層が印刷された前記シート基材に印刷された  
ことを特徴とする請求項 1 または 2 記載の二重応募防止ラベル。

**【請求項 4】**

前記シート基材裏面側には、可視光に対して不透明なセパレータが設けられる  
ことを特徴とする請求項 1 から 3 のいずれか記載の二重応募防止ラベル。

20

**【請求項 5】**

前記商品情報層を覆うコート層を有する  
ことを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれか記載の二重応募防止ラベル。

**【請求項 6】**

前記応募情報層が前記シート基材の裏側に印刷され、前記隠蔽層が前記シート基材からなり、前記粘着層が可視光に対して透明な材料からなる  
ことを特徴とする請求項 1 記載の二重応募防止ラベル。

**【請求項 7】**

前記応募情報層が前記シート基材の裏側に印刷されるとともに、前記シート基材が前記読み取り光に対して透明な材料からなり、  
前記シート基材と前記粘着層との間には、前記読み取り光に対して透明なシート基材が可視光に対して透明な粘着層により貼り着けられる  
ことを特徴とする請求項 1 記載の二重応募防止ラベル。

30

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は二重応募防止ラベルに用いて好適な技術に関する。

**【背景技術】**

40

**【0002】**

商品の販売を促進するため、商品を購入したユーザに対して景品を贈呈するキャンペーンが定期的に行われている。

従来は、商品に添付されたラベル（シール）を応募用紙に貼着し、応募先の住所に応募用紙を郵送することで、ユーザがキャンペーンに応募する方法が一般的であった。

**【0003】**

しかし、ラベル（シール）を応募用紙に貼着し郵送するには手間がかかり、ユーザがキャンペーンに応募しづらいこともあり、ウェブにおけるインターネットなどを介したキャンペーンシステムも併用されるようになってきている。

このウェブによるキャンペーンシステムは、商品を購入したことを証明する抽選 ID と

50

、キャンペーンの応募に準備されたウェブサイトのアドレスとを埋め込んだ二次元コードが用いられている。

【0004】

ユーザは、端末装置によって抽選IDとアドレスを含む二次元コードを読み込む。そして、読み込んだ抽選IDを、端末装置からこのアドレスで特定されるキャンペーン応募用のウェブサイトにウェブを介して送信する。そうすることでウェブサイトのサーバがこの抽選IDを利用して抽選を行うようになっている。

【0005】

このようにユーザは、インターネットを利用したキャンペーンシステム、あるいは従来から行っている応募用紙にラベル（シール）を貼着して応募する郵送によるキャンペーンシステムのいずれかによってキャンペーンに参加できることになっている。

10

【0006】

ラベル（シール）においては、二次元コードがラベル基材の裏に印刷され、ラベル基材の表には郵送応募のための情報（1点、2点など応募ポイント等の情報を含む）が印刷されており、キャンペーンが行われている商品にラベル基材の裏面側の粘着剤等により貼りつけられている。二次元コードが表に印刷されていると、店頭等に商品がある状態で商品を購入せずにユーザが端末装置から簡単にウェブ応募ができてしまい、キャンペーンの意味がないからである。

【0007】

そしてユーザは、商品購入後、キャンペーンに参加する場合、商品からラベル（シール）を剥がしてラベル（シール）の裏側にある二次元コードを自身の携帯端末から読んでウェブ応募を行うか、ラベル（シール）を応募用紙に貼り付けて郵送応募を行うかの選択を行うことになる。

20

【0008】

しかし、当然のことながら商品購入後、ラベル（シール）を剥がして自身の端末装置によりウェブ応募をした後、そのラベル（シール）を応募用紙に貼りつけて郵送による応募も行う、いわゆる二重応募を行うものが出てくる。

【0009】

ここで郵送による応募が二重応募かを確認する手段としては、シールを剥がしてシールを裏返すことで二次元コードを読み取る等によって既にウェブ応募されたシールかを確認するか、応募用紙のシールの貼着面を透明にしておき二次元コードが読み取れるようにしておくことが考えられる。

30

このような二重応募を防止するために、特許文献1に記載された、二重応募を防ぐためにシステム上で郵送応募とウェブ応募の重複を検知して両者の重複があった場合に応募の対象から除外するシステムなどの技術が知られている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0010】

【特許文献1】特開2016-91113号公報

【発明の概要】

40

【発明が解決しようとする課題】

【0011】

しかし、二重応募確認手段として、シールを剥がしてシールを裏返すことで二次元コードを読み取って既にウェブ応募されたシールかを確認する場合には、シールを剥がす手間がかかる。また、応募用紙のシールの貼着面を透明にしておき二次元コードが読み取れるようにしておく場合には、通常に応募用紙と比較して割高となりどちらも好ましくない。

【0012】

つまり、二次元コードがシート基材の裏側にあれば、店頭で商品を購入しないで行うウェブ応募の抑止になるが、この場合、二重応募の確認を行う際、応募用紙から剥がしたり応募用紙のシール貼着面を予め透明にしておくことが必要になるという問題があった。

50

かといって、二次元コードを郵送応募の情報とともにシート基材の表側に印刷して二重応募の確認を行う場合には、シート基材を商品から剥がしたり応募用紙を透明にする必要はないが、店頭でのウェブ応募の抑止にならないという問題があった。

【0013】

また、特許文献1記載の技術では、二重応募の防止技術は記載されているものの、店頭等に商品がある状態で商品を購入せずにユーザが端末装置からウェブ応募することを抑止することについては記述がなく、この問題は解決されていない。

【0014】

本発明は、店頭等に展示された商品を購入せずに、ユーザが商品に貼られているラベル(シール)の二次元コードからウェブ応募するのを防止するとともに、同時に、商品購入後にウェブ応募と郵送応募の両方を行う二重応募を、シート基材を剥がして確認する、あるいは、応募用紙を透明にすることで高価にすることなく防止できる二重応募防止ラベルを提供するという目的を達成しようとするものである。

10

【課題を解決するための手段】

【0015】

本発明の二重応募防止ラベルは、応募情報が印刷されて商品に貼り着け可能な二重応募防止ラベルであって、

前記応募情報層が印刷されて粘着層を裏面に有するシート基材と、

前記応募情報層を表側から覆う隠蔽層と、

前記隠蔽層の表側に印刷された商品情報層と、

20

を有し、

前記応募情報層が、可視光および応募情報読み取り時の読み取り光に対して不透明な材料からなり、

前記隠蔽層および前記商品情報層が、前記可視光に対して不透明、かつ、前記読み取り光に対して透明な材料からなることにより上記課題を解決した。

本発明において、前記応募情報層が前記シート基材の表側に印刷され、前記粘着層と前記シート基材とが可視光に対して透明な材料からなることがより好ましい。

本発明の二重応募防止ラベルは、前記隠蔽層が、前記応募情報層が印刷された前記シート基材に印刷されたことが可能である。

また、本発明において、前記シート基材裏面側には、可視光に対して不透明なセパレータが設けられる手段を採用することもできる。

30

また、前記商品情報層を覆うコート層を有することができる。

また、前記応募情報層が前記シート基材の裏側に印刷され、前記隠蔽層が前記シート基材からなり、前記粘着層が可視光に対して透明な材料からなることが好ましい。

前記応募情報層が前記シート基材の裏側に印刷されるとともに、前記シート基材が前記読み取り光に対して透明な材料からなり、

前記シート基材と前記粘着層との間には、前記読み取り光に対して透明なシート基材が可視光に対して透明な粘着層により貼り着けられることができる。

【0016】

本発明の二重応募防止ラベルは、応募情報が印刷されて商品に貼り着け可能な二重応募防止ラベルであって、

40

前記応募情報層が印刷されて粘着層を裏面に有するシート基材と、

前記応募情報層を表側から覆う隠蔽層と、

前記隠蔽層の表側に印刷された商品情報層と、

を有し、

前記応募情報層が、可視光および応募情報読み取り時の読み取り光に対して不透明な材料からなり、

前記隠蔽層および前記商品情報層が、前記可視光に対して不透明、かつ、前記読み取り光に対して透明な材料からなることにより、まず、粘着層により商品に貼り着けられた状態では、可視光に対して不透明な隠蔽層によって応募情報層が隠蔽されていることができ

50

る。これにより、最表面の表品情報層の表示内容のみが提示されており、購入者がこれを目視することができる。

【0017】

次に、購入後に、商品表面から二重応募防止ラベルを剥離した状態では、ラベル裏面側から応募情報層を目視することが可能となる。この状態で、商品購入者は、携帯端末などから、応募情報層の表示内容である応募情報を読み取って、ウェブ応募をおこなうことが可能となる。

【0018】

または、二重応募防止ラベルは、購入後に商品表面から剥離された後、粘着層により応募用紙に貼り着けられた状態で郵送等によりキャンペーン実施者のもとに到着する。

10

【0019】

ここで、キャンペーン実施者は、応募用紙に貼り着けられた二重応募防止ラベルをそのままの状態、剥がしたりせずに応募情報読み取り手段に送る。すると、応募情報読み取り手段は、二重応募防止ラベルの表側から応募情報読み取り光を照射することで、応募情報層の表示内容を読み取って、ウェブ応募による応募情報層の表示内容データと照合して二重応募でないかどうかをチェックすることが可能となる。

このとき、読み取った応募情報層の表示内容は、逆像となっているので、これを補正する手段を設けることが必要である。

【0020】

このとき、この応募情報読み取り光に対して、応募情報層が不透明とされるとともに、隠蔽層および商品情報層が透明とされていることにより、二重応募防止ラベルを応募用紙から剥がすことなく、応募情報読み取り光をラベル表側から照射することのみで、応募情報層の表示内容を読み取ることが可能となる。

20

さらに、応募用紙を可視光透過タイプとする必要がないため、応募用紙が高コスト化することもない。

【0021】

本発明において、「ある層が可視光に対して不透明」とは、当該層が、その有無により可視光に対して視認可能な明度差を呈する材料からなり、平面状に所定の輪郭形状として当該層が形成された場合に、当該層の形成された領域は可視光を透過することがなく、その輪郭が認識可能なものであることを意味する。

30

【0022】

同様に、「ある層が可視光に対して透明」とは、当該層が、その有無にかかわらず可視光に対して視認可能な明度差を呈するものではない材料からなり、当該層が全面に形成された場合、あるいは、平面状に所定の輪郭形状として当該層が形成された場合に、あたかもその層が存在しないかのように可視光が透過可能なものであることを意味する。

【0023】

また、「ある層が読み応募情報取り光に対して不透明」とは、当該層が、その有無により応募情報読み取り光に対して視認可能な明度差を呈する材料からなり、平面状に所定の輪郭形状として当該層が形成された場合に、当該層の形成された領域は応募情報読み取り光を透過することがなく、その輪郭が認識可能なものであることを意味する。

40

【0024】

同様に、「ある層が応募情報読み取り光に対して透明」とは、当該層が、応募情報読み取り光に対して視認可能な明度差を呈するものではない材料からなり、当該層が形成された場合、あるいは、平面状に所定の輪郭形状として当該層が形成された場合に、あたかもその層が存在しないかのように応募情報読み取り光が透過可能なものであることを意味する。

【0025】

応募情報読み取り光は、可視光とは異なる領域とされる波長を有するものとされ、可視光に対して透明でかつ応募情報読み取り時に不透明である所定層の検出が可能であればよく、例えば、赤外光、あるいは、紫外光などとすることができる。

50

## 【0026】

本発明において、前記応募情報層が前記シート基材の表側に印刷され、前記粘着層と前記シート基材とが可視光に対して透明な材料からなることにより、購入後の商品表面から剥離された後、前記粘着層と前記シート基材とを透過して、二重応募防止ラベルの裏面から応募情報層の表示情報を認識でき、例えば、端末装置のカメラで撮影してウェブ応募することが可能となる。

## 【0027】

同時に、二重応募防止ラベルの表側から応募情報読み取り光を照射することで、応募情報層の表示内容を読み取る際に、応募情報読み取り光がシート基材を透過することなく、応募情報層の表示内容を読み取ることができ、応募情報読み取り手段から照射される応募情報読み取り光の出力を抑える、または、読み取り時間の短縮を図ることが可能となる。

10

## 【0028】

本発明の二重応募防止ラベルは、前記隠蔽層が、前記応募情報層が印刷された前記シート基材に印刷されたことにより、隠蔽層を印刷により形成することで二重応募防止ラベルの厚さ寸法を低減し、また、隠蔽層の形成コストを低減することができる。

## 【0029】

また、本発明において、前記シート基材裏面側には、可視光に対して不透明なセパレータが設けられる手段を採用することにより、二重応募防止ラベルを粘着層によって貼り付ける商品が、可視光に対して透明な包装とされた場合でも、セパレータにより二重応募防止ラベルの裏面側が直接視認されることを防止できる。これにより、商品を反対側から透過して二重応募防止ラベルの裏面が直接視認できる状態を防止して、応募情報層の情報を購入まで隠蔽する状態を維持することができる。

20

## 【0030】

このとき、シート基材と不透明なセパレータとの間には、粘着層が設けられる。なお、セパレータの最裏側となる粘着層と、シート基材および不透明なセパレータの間の粘着層とは、ほぼ等しい構成とすることができる。

## 【0031】

また、前記商品情報層を覆うコート層を有することにより、シート基材表側に形成された商品情報層、被覆層に破損が発生することを防止できる。これにより、商品情報層、被覆層が破損することで、応募情報層の応募情報を未購入の状態で見認可能とすることを防止するとともに、応募情報層の応募情報が郵送応募されて後読み取り時に確実に読み取り可能な状態を維持することができる。

30

## 【0032】

また、前記応募情報層が前記シート基材の裏側に印刷され、前記隠蔽層が前記シート基材からなり、前記粘着層が可視光に対して透明な材料からなることにより、隠蔽層とすることの可能な可視光に対して不透明で読み取り光に対して透明なシート基材（隠蔽シート）を用いることができるため、二重応募防止ラベルの積層数を策弁することが可能となる。

## 【0033】

前記応募情報層が前記シート基材の裏側に印刷されるとともに、前記シート基材が前記読み取り光に対して透明な材料からなり、

40

前記シート基材と前記粘着層との間には、前記読み取り光に対して透明なシート基材が可視光に対して透明な粘着層により貼り着けられることにより、最下側の粘着層と下側のシート基材と、表側に商品情報層と隠蔽層とが印刷されて裏側に応募情報層が印刷されたシート基材とを貼り合わせて形成することができる。

## 【0034】

また、二次元コードなどとされる応募情報層を透明なシート基材の表裏いずれかに印刷して、応募情報層を覆うように、可視光は透過せず赤外光を透過する郵送応募用の隠蔽層を印刷して層を設け、透明なシール基材の裏側に透明な粘着層を設けることができる。

さらに、応募情報層がシート基材（隠蔽シート）の裏面にある場合はもう一枚シート基

50

材をかませた裏に透明の粘着層を設けることができる。

【0035】

この結果、商品購入前で二重応募防止ラベルが貼られた商品が店頭で陳列されている状態では、二重応募防止ラベルの二次元コードを読み取ってウェブ応募しようとするれば二重応募防止ラベルを剥がす、あるいは、赤外光を当てるなどの不自然な挙動をする必要がある。そのため結果として商品購入前のウェブ応募を抑止できる。

【0036】

商品購入後に、ウェブ応募を行うため商品から二重応募防止ラベルを剥がす際、二次元コードがシート基材の表側に印刷されているため商品に二次元コードから糊移りする心配がなく確実にウェブ応募をおこなうことができる。

10

【0037】

さらに郵送による応募がおこなわれた場合、赤外線などの読み取り光を表側から当てれば逆印刷された二次元コードが現れる。これを検出して既にウェブ応募されたコードと照合するだけで二重応募かが分かる。このため、読み取り時に応募用紙から二重応募防止ラベルを剥がしたりする手間がかからず、また応募用紙を透明にする等の必要がないので通常の応募用紙を使用でき特殊な応募用紙とならず割高にならない。

【発明の効果】

【0038】

本発明によれば、店頭での未購入時でのウェブ応募を防止するとともに、郵送で応募された場合に応募用紙から剥がすことなく応募情報の読み取りを可能とする二重応募防止ラベルを提供することができるという効果を奏することが可能となる。

20

【図面の簡単な説明】

【0039】

【図1】本発明に係る二重応募防止ラベルの第1実施形態を示す断面図である。

【図2】本発明に係る二重応募防止ラベルの第1実施形態を示す裏面図である。

【図3】本発明に係る二重応募防止ラベルの第1実施形態における製造装置を示す模式図である。

【図4】本発明に係る二重応募防止ラベルの第1実施形態におけるキャンペーン装置を示す模式図である。

【図5】本発明に係る二重応募防止ラベルの第2実施形態を示す断面図である。

30

【図6】本発明に係る二重応募防止ラベルの第3実施形態を示す断面図である。

【図7】本発明に係る二重応募防止ラベルの第4実施形態を示す断面図である。

【図8】本発明に係る二重応募防止ラベルの第5実施形態を示す断面図である。

【図9】本発明に係る二重応募防止ラベルの第6実施形態を示す断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0040】

以下、本発明に係る二重応募防止ラベルの第1実施形態を、図面に基づいて説明する。

図1は、本実施形態における二重応募防止ラベルを示す断面図であり、図2は、本実施形態における二重応募防止ラベルを示す裏面図であり、図において、符号1は、二重応募防止ラベルである。

40

【0041】

本実施形態に係る二重応募防止ラベル1は、図1に示すように、粘着層2と、シート基材3と、応募情報層4と、隠蔽層5と、商品情報層6と、がこの順に積層された構成を有する。

【0042】

シート基材3は、可視光に対して透明な材料からなり、例えば、ポリエチレンテレフタレート（PET）フィルム、ポリプロピレンフィルムなど各種の可視光に対して透明な合成樹脂フィルムとされることができる。また、シート基材3は、図1に示すように、裏面に粘着層2を配置するとともに、表面側に応募情報層4、隠蔽層5、商品情報層6を順に印刷可能とされる。なお、シート基材3は、可視光が透過可能であれば、見た目の色に

50

は限定されない。

【0043】

粘着層2は、商品に二重応募防止ラベル1を貼り着け可能とされ、商品購入後に剥離した後、郵送応募において、応募用紙10（図4参照）に二重応募防止ラベル1を貼り着け可能な粘着性を有するものとされる。さらに、粘着層2は、後述する応募情報を視認可能とするように、可視光に対して透明な材料からなり、例えば、PC（ポリカーボネート）、ポリエステル、PE（ポリエチレン）、PLA（ポリ乳酸）等の粘着剤・接着剤からなることができる。

【0044】

応募情報層4は、図1に示すように、シート基材3の表側にデジタル印字方式にて印刷され、二次元コード、シリアルナンバーなど、ユニーク情報である応募情報を表示するものとされる。応募情報層4は、可視光および応募情報読み取り時の読み取り光に対していずれも不透明な材料からなり、例えば、不可視コード、カラーコード等とされるカーボンを含む顔料インクなどからなることができる。

【0045】

応募情報層4は、図2に示すように、二重応募防止ラベル1を商品から剥離した状態で、その裏面側から粘着層2とシート基材3とを透過して視認可能とされる。このため、視認時に正印刷となるために、シート基材3の表面には左右反転した逆印刷として印刷される。

【0046】

隠蔽層5は、図1に示すように、応募情報層4を覆うようにしてシート基材3の表面上層位置に印刷され、商品に二重応募防止ラベル1が貼り着けられた状態では、応募情報層4が視認できないように隠蔽する状態で印刷形成されている。

【0047】

また、隠蔽層5は、郵送応募において、応募用紙10（図4参照）に二重応募防止ラベル1を貼り着けた状態で、後述する応募情報読み取り装置81（図4参照）から読み取りのために読み取り光を照射された場合に、この読み取り光を透過して応募情報層4の表示情報を読み取り可能とされている。

【0048】

このため、隠蔽層5は、可視光に対して不透明、かつ、前記読み取り光に対して透明な材料からなり、例えば、カーボンを含まないホワイトインク等や、白メジウムなどからなることができる。

隠蔽層5は、応募情報層4を覆っていればシート基材3の全域を覆うように設けられていてもよいし、シート基材3の一部が露出している状態とされてもよい。

【0049】

商品情報層6は、図1に示すように、応募情報層4を覆った隠蔽層5の外側位置としてシート基材3の表面側最上層位置に印刷され、商品に二重応募防止ラベル1が貼り着けられた状態では、被着体である当該商品の情報や、応募情報層4に表示されるキャンペーン情報があることを表示して視認可能に印刷されている。

【0050】

また、商品情報層6は、郵送応募において、応募用紙10（図4参照）に二重応募防止ラベル1を貼り着けた状態で、後述する応募情報読み取り装置81（図4参照）から読み取りのために読み取り光を照射された場合に、隠蔽層5とともにこの読み取り光を透過して応募情報層4の表示情報を読み取り可能とされている。

【0051】

このため、商品情報層6は、可視光に対して不透明、かつ、前記読み取り光に対して透明な材料からなり、例えば、大豆油インキ、ベジタブルオイルインキ、UVインキ、NON-VOIC等や、カーボンフリーのインクなどからなることができる。

商品情報層6は、隠蔽層5の全域を覆うように設けられていてもよいし、隠蔽層5の一部が露出している状態とされてもよい。

10

20

30

40

50

## 【0052】

本実施形態の二重応募防止ラベル1においては、透明なシート基材3の表面にデジタル印字方式にて逆印字された応募情報層4は、商品に貼り着けられた状態で二重応募防止ラベル1における隠蔽の対象となる印刷層であって、該応募情報層4に印刷された印刷情報（応募情報）は、複数の二重応募防止ラベル1においてはいずれも同一情報とは限らず、二次元コード、シリアルナンバーなどの可変情報が印刷され、例えばその可変情報としてQRコード（株式会社デンソーウェーブ登録商標）が印字されている。

## 【0053】

応募情報層4は、それぞれ個別の識別情報とされ、予めデータ記憶手段（記録媒体）104aに記録格納したデジタル印字データを順次読み出し、読み出された印字データに基づいて印字動作するデジタル印字方式プリンター（ドットプリンター又は画素型プリンター）を使用して形成され、インパクト型又はノンインパクト型であって、シリアル方式（1ドット、1画素印字方式）又はライン方式（一列印字方式）のプリンターで、例えば、モノクロやカラー印字用のワイヤドットプリンター、感熱転写プリンター、昇華転写プリンター、レーザープリンター、インクジェットプリンターなどが使用される。

10

## 【0054】

応募情報層4を反転印字するには、パソコンなどコンピュータや、製造装置の制御部におけるデータベースなどの記憶部に各種文字、記号、キーワードなどの正向き文字データ（正向き文字画素データ）を、データメモリテーブル（正向き文字フォントメモリテーブル）として用意しておき、正向きのシリアルナンバーなど印字に必要な文字データを、順次正向き文字フォントメモリテーブルより読み出して逆印刷用に変換し、これをデータ記憶手段（記録媒体）104aに一旦記録格納する。

20

## 【0055】

そして、透明フィルムとされるシート基材3表面とデジタル印字方式プリンターの印字ヘッドとを対向させ、両者を相対的に移動させながら、即ち、静止するシート基材3表面上に印字ヘッドを逆方向（順次左方向、または順次上方向の逆読方向）に走査移動させるか、または静止する印字ヘッドに対してシート基材層3表面を正方向（順次右方向、または順次下方向の正読方向）に搬送移動させながら、上記データ記憶手段104aから印字すべき逆向き文字データをシリアル方式又はライン方式にて順次読み出し、その逆向き文字データに基づいて印字ヘッドを印字動作させ、シート基材3表面に応募情報層4を逆印字するものである。

30

## 【0056】

次に、本実施形態における二重応募防止ラベルの製造方法について説明する。

## 【0057】

図3は、本実施形態における二重応募防止ラベルの製造装置を示す模式図である。

二重応募防止ラベルの製造装置100は、図3に示すように、シート基材3と粘着層2と図示しない剥離紙とをこの順に積層したウェブ状シート1A（積層シート；ロールシート；ロール状タックシート）を支軸に支持して巻き出し供給するウェブシート供給手段101（駆動ニップロール；インフィードロール）を備える。

剥離紙としては、紙製シートや合成樹脂フィルム製シートの片面（粘着層2側と接する面）に、シリコン樹脂やワックスなどの剥離層を塗工したものが使用できる。

40

## 【0058】

供給されたウェブシート1Aは各ガイドロール109にガイドされて供給され、その供給方向の後段には、文字、記号、符号等からなる応募情報を反転した応募情報層4を印字するデジタル印字手段104を備え、積層シート1Aのシート基材3の表面に文字、記号、符号等からなる応募情報を反転した応募情報層4を印字する。

## 【0059】

このとき、パソコンなどコンピュータや、製造装置の制御部におけるデータベースなどのデータ記憶手段104aに格納された、各種文字、記号、キーワードなどの応募情報とされる正文字データ（正文字画素データ）の向きを左右反転させた反転文字データ（反転

50

文字画素データ)をメモリテーブル(応募情報文字フォントメモリテーブル)として記憶しておいた、例えば、シリアルナンバーとされる応募情報の印字に必要な反転文字データを、順次正反文字フォントメモリテーブルより読み出して、データ記憶手段(記録媒体)104aに接続されたデジタル印字手段104によって、シート基材3表面に応募情報層4を印字するものである。

【0060】

あるいは、他の反転印字方法としては、パソコンなどコンピュータや、製造装置の制御部におけるデータベースなどのデータ記憶手段104aに格納された、各種文字、記号、キーワードなどの正向き文字データ(正向き文字画素データ)を、データメモリテーブル(正向き文字フォントメモリテーブル)として用意しておき、正向きのシリアルナンバーなど印字に必要な文字データを、順次正向き文字フォントメモリテーブルより読み出してデータ記憶手段(記録媒体)104aに接続されたデジタル印字手段104によって反転させた逆印刷として、シート基材3表面に応募情報層4を印字するものである。

10

【0061】

デジタル印字手段104の後段には、ウェブシート1Aをガイドする各ガイドロール109と、グラビア、オフセット印刷塗布方式、又はロール塗布方式などによる隠蔽層印刷手段105を備え、応募情報層4が印字されたシート基材3上より隠蔽性の赤外線透過型インキを用いて隠蔽層5を印刷塗布して、応募情報層4を隠蔽する。

【0062】

隠蔽層印刷手段105における後側には、ウェブシート1Aをガイドする各ガイドロール109と、印刷塗布された隠蔽層5を硬化乾燥する硬化乾燥手段を備え、塗布した隠蔽層5を硬化乾燥する。なお、硬化乾燥手段は、隠蔽層印刷手段105と一体として図示している。

20

【0063】

隠蔽層印刷手段105の後段には、ウェブシート1Aをガイドする各ガイドロール109と、グラビア、オフセット印刷塗布方式などによる印刷手段106を備え、乾燥した前記隠蔽層5上に赤外線透過型インキを用いて商品情報層6を印刷する。

【0064】

商品情報層6を印刷する印刷手段106の後段には、型抜き手段107(ロール打抜刃、圧ロール)と、を備え、シート基材3の表面に応募情報層4と隠蔽層5と商品情報層6とをこの順に積層形成したウェブシート1Aを、商品情報層6上より図示しない剥離紙を残してパターン状に型抜き加工する。

30

【0065】

さらに、型抜き手段107の後段には、剥離除去手段108(剥離押さえロール、巻き取り支軸)を備え、ラベル輪郭パターン状に型抜き加工したパターン領域以外の領域を、剥離押さえロール108から巻き取り支軸の方向に引っ張り剥離除去して、パターン状に打ち抜き形成した商品情報層6と隠蔽層5と応募情報層4とシート基材3と粘着層2とからなる二重応募防止ラベル1が剥離紙上に粘着層2を介してウェブシート1Bに剥離可能に接着された状態とする。

【0066】

最終的に、剥離除去手段108の後段には、ウェブシート1Bを巻き取る巻き取り手段103(アウトフィールドロール;駆動ニップロール)を備え、剥離除去手段108で剥離除去部分を除去部102に収納するとともに、商品情報層6と隠蔽層5と応募情報層4とシート基材3と粘着層2とからなる二重応募防止ラベル1が断続的に剥離紙上に粘着層2を介して長尺の剥離紙上に剥離可能に接着するウェブシート1Bをロール状に製造・収納する。

40

【0067】

次に、本実施形態の二重応募防止ラベルにおけるキャンペーン方法および二重応募防止方法について説明する。

【0068】

50

## (キャンペーン用商品)

まず、本実施形態で利用するキャンペーン用商品について説明する。キャンペーン用商品には、図2に示すような二次元コードが応募情報層4として印刷された応募シールである二重応募防止ラベル1が貼付されている。本実施形態では、この応募情報層4に、懸賞サイトのアドレスを含むURLと個別の抽選IDとされる応募情報とが、応募情報層4の表示内容データとして埋め込まれている。商品については、二次元コードが印刷された二重応募防止ラベル1が貼付可能なものであれば形状は限定されないが、商品を透過して二重応募防止ラベル1の裏面が視認できない缶容器等が好ましい。

【0069】

## (システム構成)

次に、本発明に係るキャンペーン装置について説明する。

【0070】

図4は、本発明に係るキャンペーン装置の構成図である。

図4において、10はウェブサーバ、20はメールサーバ、30は応募ID確認装置、40は抽選IDデータベース(DB)、50はウェブ応募履歴データベース(DB)、60は端末装置、70はインターネット等のネットワーク、80は郵送応募処理装置(応募情報読み取り手段)、90は郵送応募履歴データベース(DB)、である。

【0071】

ウェブサーバ10は、インターネットに接続され、端末装置60からのウェブアクセス(ウェブ応募)に対応するためのサーバコンピュータである。ウェブサーバ10には、懸賞に参加するための懸賞サイトをはじめとする複数のサイトが開設されている。メールサーバ20は、端末装置60との電子メールの送受信を行うためのサーバコンピュータである。

【0072】

応募ID確認装置30は、端末装置60からウェブサーバ10を経由して得られる抽選ID(応募情報層4の表示内容データ)をウェブ応募履歴データベース50に記憶し、このウェブ応募からの抽選IDが、抽選IDデータベース40に記憶されている抽選IDのなかに存在するか否かを、抽選IDデータベース40に対して問い合わせる、また、応募ID確認装置30は、後述する郵送応募履歴データベース90に記憶された郵送応募からの抽選IDが、抽選IDデータベース40に記憶されている抽選IDのなかに存在するか否かを、抽選IDデータベース40に対して問い合わせる。

【0073】

また、応募ID確認装置30は、郵送応募からの抽選IDが、ウェブ応募履歴データベース50に記憶されている抽選IDのなかに存在する二重応募か否かを、ウェブ応募履歴データベース50に対して問い合わせる。さらに、応募ID確認装置30は、これらの抽選IDを用いて抽選を行う装置であり、実際にはコンピュータに専用のプログラムを搭載することにより実現される。

【0074】

抽選IDデータベース40には、図3に示す製造装置100において、応募情報層4として印刷形成することで二重応募防止ラベル1に付与した抽選IDがあらかじめ保存されている。

【0075】

抽選IDデータベース40には、応募コース、締切り日、抽選ID、応募済フラグ、当選フラグ、乱数が記録される。抽選IDは、抽選IDデータベース40内で重複しないように付与されたIDである。この抽選IDは、抽選に参加すること等が行われた1商品ごとに1回抽選させ不正防止のために、稠密性が低く規則性がないものとする必要がある。

【0076】

ウェブ応募履歴データベース50には、応募コース、住所、氏名等が記録されている。応募コースは、抽選IDデータベース40に記録されているものと同じであり、例えば応募の種別を表すものである。住所、氏名は当選者の住所、氏名であり、当選者に賞品を送

10

20

30

40

50

付する場合に必要となる。応募履歴データベース50には、住所、氏名以外にも、家族構成や趣味等の当選者の個人的な情報を記録することができる。

【0077】

また、郵送応募履歴データベース90は、後述する郵送応募処理装置80によって読み取った郵送応募からの抽選IDに加え、応募コース、住所、氏名等、その他同様のデータを記憶するものとされる。

【0078】

抽選IDデータベース40、ウェブ応募履歴データベース50、郵送応募履歴データベース90は、ハードディスク等の外部記憶装置で実現され、応募ID確認装置30からの制御によりデータの読み書きが可能となっている。

10

【0079】

なお、ウェブサーバ10、メールサーバ20、応募ID確認装置30がそれぞれ別々に図示されているが、これらは機能的に分離されているだけであり、物理的には、それぞれが独立した1台のコンピュータであってもよく、複数台のコンピュータであってもよい。

【0080】

端末装置60は、二次元コード読取機能、電子メール機能、ウェブブラウザ機能を搭載したスマートフォン、携帯電話機、携帯情報端末等の端末装置で実現される。二次元コード読取機能は、具体的には、CCDカメラと、カメラで撮影した二次元コードから埋め込まれた内容を抽出するプログラムにより実現される。端末装置60は、CCDカメラを搭載したスマートフォンで撮影した二次元コードを解読するプログラムを搭載していればよい。

20

【0081】

ネットワーク70は、データの送受信を可能としたネットワークであり、有線・無線を問わない。現実には、インターネット網、スマートフォン会社の通信網等を接続して実現される周知の通信技術である。

【0082】

郵送応募処理装置（応募情報読み取り手段）80は、図4に示すように、応募情報読み取り装置81を有し、郵送応募履歴データベース90に接続される。

応募情報読み取り装置81は、応募用紙10に貼り着けられた二重応募防止ラベル1に、剥がしたりせずそのままの状態を読み取り光を照射して、隠蔽層5および商品情報層6を透過して、応募情報層4の表示内容を読み取りが可能なスキャナ等を備えた光学式読み取り装置とされる。

30

【0083】

応募情報読み取り装置81における読み取り光は、可視光では視認できない透過光であればよく、例えば、赤外光、紫外光などとされることができる。読み取り光の波長は、応募情報層4の情報を読み取り可能で、隠蔽層5および商品情報層6を透過可能であればよく、これらの構成に対応したものとされる。

【0084】

応募情報読み取り装置81は、応募用紙10をスキャナで読み込み、キャンペーン応募の応募ID（コード）である応募情報層4が付加され、かつ、応募用紙10の用紙番号、応募コース、住所、氏名等の情報が印刷された応募用紙10の面の画像を取得して応募用紙画像データとする。

40

このとき、逆印刷とされた応募情報層4の画像は、反転させて読み取るものとされる。

【0085】

ここで、郵送応募処理装置（応募情報読み取り手段）80は、応募情報読み取り装置81によって読み取り光を照射することにより、郵送応募された二重応募防止ラベル1の応募情報層4から読み取った抽選IDを郵送応募履歴データベース90に送って記憶するものとされる。

【0086】

（キャンペーン）

50

まず、商品を購入した人は、商品に貼り着けられている二重応募防止ラベル1を剥がして、裏面側から視認可能となる二次元コード（応募情報層）4を端末装置60のカメラで読み取る。すると、端末装置60が、読み取った二次元コードからURLを認識し、図4に示すように、そのURLに記録されているアドレスで特定されるウェブサーバ10にアクセスした後、抽選IDをウェブサーバ10に送信する。

【0087】

ウェブサーバ10が、受け取った抽選IDを応募ID確認装置30に渡すと、応募ID確認装置30は、図4に示すように、ウェブ応募履歴データベース50に抽選IDを記憶するとともに、抽選IDの重複チェックを行う。具体的には、その抽選IDで既に抽選参加行為が行われているかどうかのチェックを抽選IDデータベース40に問い合わせることになる。

10

【0088】

重複している場合は、お断り画面のデータを端末装置60に送信し、お断り画面を端末装置60に表示させる。重複していない場合は、応募ID確認装置30が、抽選の実行を行う。具体的には、まず、抽選IDデータベース40に問い合わせた後、抽選をおこなうことになる。

【0089】

この抽選を実行した段階で、該当する抽選IDの応募済フラグに応募済を意味する「1」が設定される。抽選の結果、落選している場合は、落選画面のデータを端末装置60に送信し、落選画面を端末装置60に表示させる。

20

当選している場合は、当選画面のデータを端末装置60に送信し、当選画面を端末装置60に表示させる。

【0090】

この当選画面には、賞品引き換え用のウェブサイトのURLが記載されているので、利用者は、端末装置60からこのURLを指定して賞品引き換えウェブサイトアクセスする。なお、この商品引き換えウェブサイトもウェブサーバ10上に開設されている。ここで、自身の住所・氏名等の情報を入力して送信すると、ウェブサーバ10は、当選者の住所・氏名を取得し、応募履歴データに記録する。

【0091】

また、商品を購入したが端末装置60を所有していない人は、商品に貼り着けられている二重応募防止ラベル1を剥がした後、図4に示すように、粘着層2によって二重応募防止ラベル1を応募用紙10に貼り着けた状態で郵送応募する。

30

【0092】

郵送応募がなされた場合には、キャンペーン実施者は、応募用紙10に貼り着けられた二重応募防止ラベル1をそのままの状態、剥がしたりせずに応募情報読み取り手段81に送る。すると、応募情報読み取り手段81は、二重応募防止ラベル1の表側から応募情報読み取り光を照射することで、隠蔽層5および商品情報層6を透過した応募情報層4の表示内容である抽選IDを読み取って、郵送応募履歴データベース90に送って記憶させる。

【0093】

40

このとき、読み取った応募情報層4の表示内容は、逆像となっているので、応募情報読み取り手段81において正像となるようにこれを補正する。

【0094】

次いで、ウェブ応募を同様に、応募ID確認装置30が、抽選の実行を行う。

【0095】

抽選実施時に、応募ID確認装置30は、まず、郵送応募履歴データベース90にアクセスして、この郵送応募履歴データベース90から供給される郵送応募の抽選IDの真偽判定を行う。すなわち、応募ID確認装置30は、郵送応募履歴データベース90から供給された抽選IDに対応する抽選IDが、抽選IDデータベース40に記憶されている抽選IDのなかに存在するか否かを、抽選IDデータベース40に対して問い合わせる。こ

50

のとき、抽選IDデータベース40は、問い合わせに付加されている抽選IDと同一の抽選IDが抽選IDデータベース40に記憶されているか否かを検索する。

【0096】

そして、応募ID確認装置30は、抽選IDデータベース40から抽選IDと同一のシリアル番号が抽選IDデータベース40に記憶されていることを示す応答があった場合に郵送応募された抽選IDを真と判定し、抽選IDと同一の抽選IDが抽選IDデータベース40に記憶されていないことを示す応答があった場合に抽選IDを偽と判定する。

【0097】

次いで、応募ID確認装置30は、真と判定した郵送応募の抽選IDが、二重応募でないかの判定を行う。

【0098】

すなわち、応募ID確認装置30は、郵送応募履歴データベース90から供給された抽選IDに対応する抽選IDが、ウェブ応募履歴データベース50に記憶されている抽選IDのなかに存在するか否かを、ウェブ応募履歴データベース50に対して問い合わせる。このとき、ウェブ応募履歴データベース50は、問い合わせに付加されている抽選IDと同一の抽選IDがウェブ応募履歴データベース50に記憶されているか否かを検索する。

【0099】

応募ID確認装置30は、図4に示すように、ウェブ応募履歴データベース50から抽選IDと同一のシリアル番号がウェブ応募履歴データベース50に記憶されていることを示す応答があった場合に郵送応募された抽選IDを偽と判定し、抽選IDと同一の抽選IDがウェブ応募履歴データベース50に記憶されていないことを示す応答があった場合に抽選IDを真と判定する。

【0100】

応募ID確認装置30は、重複していないと判定した郵送応募された抽選IDの応募済フラグに応募済を意味する「1」を設定する。これにより、抽選IDとして使用されたシリアル番号は、使用済み抽選IDとして、郵送応募履歴データベース90の重複確認テーブルに順次蓄積されていく。

【0101】

応募ID確認装置30は、郵送応募においても、ウェブ応募と同様に抽選を実行した後、用紙画像アドレス、用紙番号及び郵送シリアル番号の各々を紐付けて（対応付けて）記憶させる。

【0102】

上述した抽選処理は、所定周期ごと、例えば、一日毎に行うことができる。したがって、ウェブ応募履歴データベース50および郵送応募履歴データベース90には、1日毎に集計され、真であって、かつ、すでに使用された応募IDと重複のない応募IDが書き込まれる。同様に、応募ID確認装置30は、真であり、かつ、重複していない応募IDが検出された際、検出後、直ち（リアルタイム）に検出された応募IDを郵送応募履歴データベース90に対して書き込むように構成してもよい。

また、キャンペーンへの郵送による応募の期間が終了した後に、ウェブによる応募及び郵送による応募の双方におけるキャンペーンの抽選及び景品の発送を行うように構成してもよい。

【0103】

本実施形態は、商品購入者が抽選IDを携帯端末60から入力するウェブ応募方法と、抽選IDを付加した二重応募防止ラベル1の貼り着けられた応募用紙10を郵送する郵送応募方法とのいずれかを選択できるとともに、郵送された応募用紙10に貼り着けられて、真偽判定する抽選IDを読み取る際に、二重応募防止ラベル1を剥がす等の操作をおこなう必要がなく、効率的に抽選IDを読み取って、抽選IDの真偽判定及び重複判定を行うことができる。

【0104】

このため、本実施形態によれば、ウェブで使用された抽選IDの重複のみでなく、ウェブ

10

20

30

40

50

ブで使用された抽選IDと、応募用紙10に付加された郵送抽選IDとの重複チェックを容易に行うことができ、同一の抽選IDを重複して用いたウェブおよび郵送によるキャンペーンへの二重応募を効率的に抑制することができる。

【0105】

本実施形態は、同時に、店頭にて展示されている商品において、商品に貼り着けられた二重応募防止ラベル1の抽選IDを隠蔽して、商品購入前にウェブからキャンペーンへ応募してしまうことを防止できる。

【0106】

特に、商品に貼り着けられた二重応募防止ラベル1においては、可視光でない読み取り光によってしか隠蔽層5で隠蔽された応募情報層4で表示された抽選IDを読み取ることができない。このため、商品に貼り着けたままの二重応募防止ラベル1から抽選IDを読み取ろうとすると、通常とは異なる行動をおこなう必要がある。したがって、店頭でこれを読み取るためには、極めて不審な挙動をおこなうことになるため、不正応募をその場で発見しやすくなる。

10

【0107】

つまり、商品購入前で二重応募防止ラベル1が貼られた商品が店頭で陳列されている状態では、二重応募防止ラベル1の二次元コード(抽選ID)を読み取ってウェブ応募しようとした場合、二重応募防止ラベル1を剥がすか、赤外光を当てなければならない。したがって、不自然な挙動を店頭でおこなう必要があるため、結果として商品購入前のウェブ応募を効果的に抑止できる。

20

【0108】

また、商品購入後に、ウェブ応募を行うため商品から二重応募防止ラベル1を剥がす際、応募情報層4で表示された二次元コードが二重応募防止ラベル1の表側に印刷されているため、商品に応募情報層4で表示された二次元コードが糊移りする心配がなく確実にウェブ応募をおこなうことができる。

【0109】

さらに郵送による応募が行われた場合、赤外光を二重応募防止ラベル1の表側から照射するだけで、逆印刷された応募情報層4で表示された二次元コードが現れて検出可能である。このため、二次元コードを検出して既にウェブ応募された抽選IDと照合するだけで二重応募が否かを判定することができる。これにより、応募用紙10から二重応募防止ラベル1を応募用紙10から剥がしたりする手間がかからず、また応募用紙10を透明にする等の必要がないので通常の応募用紙を使用でき、特殊な応募用紙とならず割高になることがない。

30

【0110】

以下、本発明に係る二重応募防止ラベルの第2実施形態を、図面に基づいて説明する。

図5は、本実施形態における二重応募防止ラベルを示す断面図である。

本実施形態において、上述した第1実施形態と異なるのは、セパレータに関する点であり、これ以外の上述した第1実施形態と対応する構成には同一の符号を付してその説明を省略する。

【0111】

本実施形態における二重応募防止ラベル1は、図5に示すように、シート基材3と粘着層2との間にセパレータ7と粘着層2Aとを有する。

40

【0112】

粘着層2Aは、粘着層2と略同等の構成とされ、この粘着層2Aによって二重応募防止ラベル1を応募用紙10およびセパレータ7に貼り着け可能なものとされる。

本実施形態においては、二重応募防止ラベル1を貼り着ける商品が、食品などの袋包装とされて、商品を透過して二重応募防止ラベル1の裏面が視認可能なものとされる。

【0113】

セパレータ7は、その裏面側に粘着層2が位置し、この粘着層2によってセパレータ7ごと二重応募防止ラベル1を商品に貼り着け可能なものとされる。セパレータ7は、紙製

50

シートや合成樹脂フィルム製シートの片面（粘着層 2 A 側と接する面）に、シリコン樹脂やワックスなどの剥離層を塗工したものが使用できる。

また、セパレータ 7 は、可視光に対して不透明なものとされることが必要である。

【0114】

本実施形態における二重応募防止ラベル 1 は、店頭で展示された商品には、粘着層 2 によって、セパレータ 7 ごと貼り着けられる。そして、郵送応募をする場合には、粘着層 2 A によって、応募用紙 10 に貼り着けられる。

【0115】

本実施形態における二重応募防止ラベル 1 は、上述した第 1 実施形態と同等の効果を奏することができるとともに、粘着層 2 によってセパレータ 7 ごと二重応募防止ラベル 1 を商品に貼り着け可能とされ、粘着層 2 A によって二重応募防止ラベル 1 を応募用紙 10 に貼り着け可能なものとされる。これにより、可視光に対して不透明とされたセパレータ 7 によって、商品に貼り着けられた状態で、二重応募防止ラベル 1 の裏面を直接視認することができなくなる。

10

【0116】

したがって、透明なシート基材 3 および粘着層 2 A を介して裏面側から応募情報層 4 の情報を視認できないように隠蔽することができ、透明な包装袋の商品であっても、店頭で二重応募防止ラベル 1 を商品から剥がさずにウェブ応募してしまうことを防止できる。

【0117】

以下、本発明に係る二重応募防止ラベルの第 3 実施形態を、図面に基づいて説明する。

20

図 6 は、本実施形態における二重応募防止ラベルを示す断面図である。

本実施形態において上述した第 1 および第 2 実施形態と異なるのはコート層に関する点であり、これ以外の対応する構成要素に関しては、同一の符号を付してその説明を省略する。

【0118】

本実施形態においては、図 6 に示すように、商品情報層 6 の表側に、この商品情報層 6 を覆うように透明なコート層 8 が設けられている。

【0119】

コート層 8 は、可視光に対して透明な材料を塗布形成したものとされる。コート層 8 は、例えば、ニス等の透明樹脂からなることができる。コート層 8 は、少なくとも隠蔽層 5 の全面を覆っていればよく、シート基材 3 を覆うように形成することもできる。なお、図において、コート層 8 は、シート基材 3 の一部を覆わないように図示されているが、シート基材 3 の全体を覆うように形成することもできる。

30

【0120】

本実施形態における二重応募防止ラベル 1 は、上述した第 1 および第 2 実施形態と同等の効果を奏することができるとともに、コート層 8 によって、商品情報層 6 および隠蔽層 5 を覆うように形成されている。このため、商品情報層 6 および隠蔽層 5 はコート層 8 に保護されており、二重応募防止ラベル 1 を剥がさずに、コート層 8 側から商品情報層 6 および隠蔽層 5 を破壊して応募情報層 4 の二次元コードなどを読み取ることを防止できる。

さらに、商品搬送中などに応募情報層 4、商品情報層 6 および隠蔽層 5 が破損されて、応募情報層 4 の二次元コードなどが読み取れなくなることを防止できる。

40

【0121】

以下、本発明に係る二重応募防止ラベルの第 4 実施形態を、図面に基づいて説明する。

図 7 は、本実施形態における二重応募防止ラベルを示す断面図である。

本実施形態において上述した第 1 から第 3 実施形態と異なるのは隠蔽シートに関する点であり、これ以外の対応する構成要素に関しては、同一の符号を付してその説明を省略する。

【0122】

本実施形態においては、図 7 に示すように、応募情報層 4 が不透明な隠蔽シート 3 A 糊面側に設けられて、隠蔽層 5 がない構成を例示している。

50

## 【0123】

隠蔽シート3Aは、第1から第3実施形態における隠蔽層5と同じく、可視光に対して不透明かつ読み取り光に対して透明な材料からなることができる。隠蔽シート3Aは、シート基材3の輪郭と等しくなるように形成されている。なお、図において、隠蔽シート3Aの端部がシート基材3の一部と接触しないように図示されているが、隠蔽シート3Aはシート基材3の全体に接着するように形成される。

## 【0124】

本実施形態の二重応募防止ラベル1を製造する際には、応募情報層4をシート基材3の表面に印刷形成し、商品情報層6を隠蔽シート3Aの表面に印刷形成する。

さらに、応募情報層4を表面に印刷したシート基材3と、商品情報層5を表面に印刷した隠蔽シート3Aと、を貼り合わせて二重応募防止ラベル1を形成する。このため、応募情報層4と隠蔽シート3Aとの間に、図示しない粘着層・貼着層などを形成することもできる。

10

## 【0125】

本実施形態における二重応募防止ラベル1は、上述した第1から第3実施形態と同等の効果を奏することができるとともに、隠蔽シート3Aを有することによって、隠蔽シート3Aを破損して、二重応募防止ラベル1を剥がさずに、応募情報層4の二次元コードなどを読み取ることをさらに防止できる。

## 【0126】

なお、応募情報層4を隠蔽シート3Aの裏面に印刷することもできる。この場合、応募情報層4は、反転印刷される逆印刷ではなく、正印刷されたものとなる。

20

## 【0127】

以下、本発明に係る二重応募防止ラベルの第5実施形態を、図面に基づいて説明する。

図8は、本実施形態における二重応募防止ラベルを示す断面図である。

本実施形態において上述した第4実施形態と異なるのはシート基材に関する点であり、これ以外の対応する構成要素に関しては、同一の符号を付してその説明を省略する。

## 【0128】

本実施形態においては、図8に示すように、可視光に対して透明なシート基材3と隠蔽層5とがなく、可視光に対して不透明な隠蔽シート(シート基材)3Aが裏面に応募情報層4が印刷されている。

30

## 【0129】

隠蔽シート3Aは、第1から第3実施形態における隠蔽層5と同じく、可視光に対して不透明かつ読み取り光に対して透明な材料からなり、例えば、有色の樹脂シートからなることができる。隠蔽シート3Aは、シート基材3の代わりとなり、二重応募防止ラベル1のラベル輪郭と等しくなるように形成されている。なお、図において、粘着層2の端部が、隠蔽シート3Aの一部と接触しないように図示されているが、粘着層2は隠蔽シート3Aの全体に接着するように形成される。

また、応募情報層4は、隠蔽シート3Aの裏面に印刷される。このため応募情報層4は、反転印刷される逆印刷ではなく、正印刷されたものとされている。

## 【0130】

本実施形態における二重応募防止ラベル1は、上述した第1から第4実施形態と同等の効果を奏することができるとともに、隠蔽シート3Aを有することによって、層構成を削減し、さらなる低コスト化を図ることができる。

40

## 【0131】

以下、本発明に係る二重応募防止ラベルの第6実施形態を、図面に基づいて説明する。

図9は、本実施形態における二重応募防止ラベルを示す断面図である。

本実施形態において上述した第1実施形態と異なるのは2枚の透明シート基材および糊殺し層に関する点であり、これ以外の対応する構成要素に関しては、同一の符号を付してその説明を省略する。

## 【0132】

50

本実施形態の二重応募防止ラベル 1 においては、図 9 に示すように、応募情報層 4 が、シート基材 3 の表面ではなく、シート基材 3 の裏面に逆印刷されている。また、可視光に対して透明なシート基材 3 B の表面に粘着層 2 B が設けられ、この粘着層 2 B によって、透明なシート基材 3 および透明なシート基材 3 B が貼り合わせられている。

また、透明なシート基材 3 B 裏面には粘着層 2 が配置され、この粘着層 2 には、さらにその裏面（下側）の一部となる輪郭周縁部に糊殺し層 2 C が設けられている。

糊殺し層 2 C は、一般的な糊殺しに使われるニスや、シリコン樹脂を含有する剥離容易層などとされ、二重応募防止ラベル 1 の輪郭に接するように、かつ、二重応募防止ラベル 1 裏面の一部として面内に配置される。

#### 【 0 1 3 3 】

本実施形態の二重応募防止ラベル 1 においては、読み取り光に対して透明な基材シート 3 の裏面に応募情報層 4 が逆印刷されとともに、基材シート 3 の表面側に隠蔽層 5 と商品情報層 6 とが印刷される。

また、可視光に対して透明な基材シート 3 B の裏面には、粘着層 2 と、その裏面的一部分となる糊殺し層 2 C とが配置されとともに、基材シート 3 B の表面には、可視光に対して透明な粘着層 2 B が配置されて積層される。

そして、これら基材シート 3 と基材シート 3 B とを、粘着層 2 B と応募情報層 4 とが接触するように貼り合わせる。

#### 【 0 1 3 4 】

本実施形態における二重応募防止ラベル 1 は、上述した第 1 から第 5 実施形態と同等の効果を奏することができるとともに、糊殺し層 2 C を有することによって、さらに商品からの剥離性を向上することができる。

#### 【 0 1 3 5 】

なお、本実施形態においては、次のような構成も可能である。

この場合、粘着層 2 B と応募情報層 4 との積層順が逆位置となる。

具体的には、透明なシート基材 3 の裏面に応募情報層 4 がなく、可視光に対して透明なシート基材 3 B の表面に応募情報層 4 が正印刷されて、これら透明なシート基材 3 および透明なシート基材 3 B が、粘着層 2 B によって、貼り合わせられている。

また、透明なシート基材 3 B 裏面に配置された粘着層 2 には、さらにその裏面（下側）の一部となる輪郭周縁部に糊殺し層 2 C が設けられている。糊殺し層 2 C は、一般的な糊殺しに使われるニスや、シリコン樹脂を含有する剥離容易層などとされ、二重応募防止ラベル 1 の輪郭に接するように、かつ、二重応募防止ラベル 1 裏面の一部として面内に配置される。

#### 【 0 1 3 6 】

さらに、上記の各実施形態における構成、あるいは、その一部を各々組み合わせた構成とすることもできる。

#### 【 産業上の利用可能性 】

#### 【 0 1 3 7 】

本発明の活用例として、専用機やスマホでの読み取りで、サーバ上にポイントを溜めて応募するマイレージキャンペーンや、専用機器で読み取る管理ラベルでかつ表示層にコードを入れないことでデザインを邪魔しないもの、専用機器で読み取る真贋判定ラベルで、この場合は再剥離可能ではない強粘性の粘着層としてもよいもの、を挙げることができる。

#### 【 符号の説明 】

#### 【 0 1 3 8 】

- 1 ... 二重応募防止ラベル
- 2 , 2 A , 2 B ... 粘着層
- 2 C ... 糊殺し層
- 3 , 3 B ... シート基材
- 3 A ... 隠蔽シート

10

20

30

40

50

- 4 ... 応募情報層
- 5 ... 隠蔽層
- 6 ... 商品情報層
- 7 ... セパレータ
- 8 ... コート層

【 図 1 】

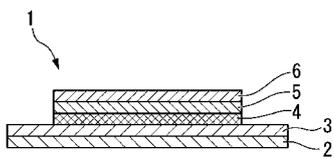


図 1

【 図 2 】

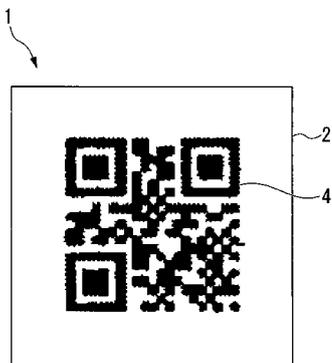


図 2

【 図 3 】

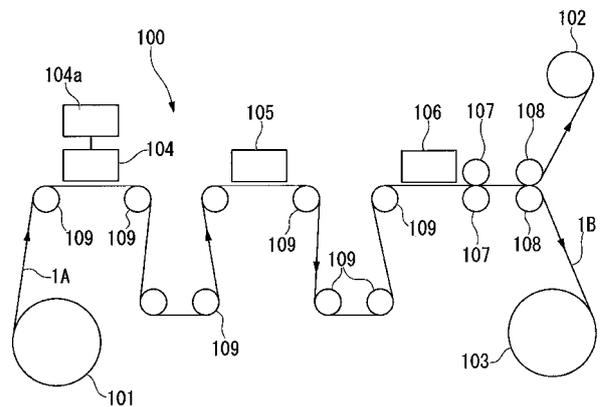


図 3



フロントページの続き

(72)発明者 西島 洋輔

東京都港区芝浦3丁目19番26号 株式会社トッパンTDKレーベル内